

令和7年涌谷町議会定例会9月会議（第2日）

令和7年9月12日（金曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議案第63号 涌谷町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

1. 議案第64号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1. 議案第65号 涌谷町水道事業給水条例等の一部を改正する条例

1. 議案第66号 辺地に係る総合整備計画の変更について

1. 認定第1号 令和6年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定について

1. 延会について

1. 延 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	一條 裕太郎 君	2番	二上 光子 君
3番	黒澤 朗 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	只野 順 君	8番	後藤 洋一 君
9番	伊藤 雅一 君	10番	杉浦 謙一 君
11番	門田 善則 君	12番	竹中 弘光 君
13番	大泉 治 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	大崎 俊一 君
総務課参事兼課長 兼デジタル行政推進室長	内藤 亮 君	企画財政課長 兼 企 参 事	熱海 潤 君
税 務 課 長	木村 治 君	町民生活課長 兼 参 事	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	前沢 政次 君	福祉課長 兼 参 事	鈴木 久美子 君
子育て支援課長	佐藤 明美 君	健康 課 長	徳山 裕行 君
総務管理課長 兼 参 事	紺野 哲 君	産業振興課長	三浦 靖幸 君
建設 課 長	岩渕 明 君	上下水道課長	阿部 雅裕 君
会計管理者兼会計課長	久道 正恵 君	農業委員会会長	日野 善勝 君
農業委員会事務局長	荒木 達也 君	教育委員会教育長	柴 有司 君
教育総務課長 兼給食センター所長	宮 まどか 君	生涯学習課長	福山 宗志 君
代表監査委員	城口 貴志生 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡邊 千春	総 務 班 長	大平 佳矢
---------	-------	---------	-------

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長(大泉 治君) 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

ここで副町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。副町長。

○副町長(大崎俊一君) 皆さん、おはようございます。

昨日、欠席しましたので、本日からどうぞよろしくお願ひいたします。

昨日、大事な会議を欠席させていただきまして、交通安全功労表彰に出席してまいりましたので報告させていただきます。

昨日、内閣府におきまして三原内閣特命担当大臣よりこのような表彰状、そして、クリスタルの盾のほうをいただいております。今回は全国で24人の方と4団体、そして、4市町村が荣誉ある表彰を受けております

これもひとえに議員の皆様をはじめといたしまして関係団体、関係者の皆様のご協力があったたまものと思っております。常日頃より交通安全に対する意識が高く、そして、交通安全運動を活発に行ってきたたまものと思っております。

今後もより一層、交通安全活動を推進してまいりますので、皆様のご協力、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上、昨日の表彰の報告とさせていただきます。貴重なお時間を取っていただきまして、ありがとうございます。

○議長(大泉 治君) 直ちに会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(大泉 治君) 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大泉 治君) 日程に入ります。

日程第1、議案第63号 涌谷町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(遠藤釈雄君) 皆さん、おはようございます。

昨日は様々な角度からのご指導を賜りまして、大変ありがとうございました。

それでは、本日もよろしくお願い申し上げます。

議案第63号の提案の理由を申し上げます。

本案は、町の豊かな自然環境や美しい景観及び地域住民等の安全安心で快適な生活環境と、太陽光発電設備等

の再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図るため、宮城県で定める太陽光発電施設の設置等に関する条例の対象外となる50キロワット未満の設備を設置する事業についても手続、その他必要な事項を定め、自然環境等に配慮した災害のない豊かで持続的な地域社会の発展に寄与することを目的として、条例を制定いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[午前10時02分 9番伊藤雅一君退席 出席議員数12名]

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

[午前10時03分 9番伊藤雅一君着席 出席議員数13名]

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議案第63号 涌谷町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例について説明させていただきます。

9月会議議案書11ページをお開きください。

本条例につきましては、町内の太陽光の設置におきまして、これまで議会においてもご意見を頂戴していたところでございます。また、事業者からの問合せが増えていることや維持管理に関するトラブルが多いことなどの意見を踏まえて、今回条例を制定いたそうとするものでございます。

第1条、目的でございます。

この条例は、町の豊かな自然環境や美しい景観及び地域住民等の安全安心で快適な生活環境と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図るため、事業者の手続その他必要な事項を定め、もって自然環境等に配慮した災害のない豊かで持続的な地域社会の発展に寄与することを目的とするものでございます。

第2条、定義につきましては、本条例における用語の意義について定めております。

議案書12ページでございます。

第3条、町の責務といたしまして、本条例の目的を達成するため、この条例の適切かつ円滑な運用を図らなければならないとしております。

第4条、事業者の責務といたしまして、第1項、事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、自然環境等の保全及び災害の防止に十分配慮し、地域住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。

第2項、事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の適正な管理を行うとともに、当該事業区域の周辺環境へ配慮しなければならないとしております。

第3項、事業者は、事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、及び適正に処分し、並びに事業区域に係る土地を原状に回復しなければならないとしております。

第5条と第6条におきましては、町民の責務、土地所有者の責務といたしまして、本条例に協力するよう努めなければならないとしております。

第7条は、適用を受ける事業につきまして、13ページにかけて条項に記載のとおり、10キロワット以上の事業に適用するものいたします。

ただし書で、第1号、建物の屋根、屋上、壁面を使う事業や抑制区域外で、個人が自己の居住する土地及び隣

接する土地で行う50キロワット未満の事業については除外すると規定するものでございます。50キロワット以上の太陽光施設は県への申請が必要となります。

第8条は、抑制区域として、災害の防止並びに自然環境、生活環境及び歴史的、文化的景観の保全のため、特に配慮が必要と認められる区域を再生可能エネルギー発電設備の抑制区域として、規則で定めるところにより、指定するものとするとしております。

第2項においては、町長は、事業者に対し、前項の規定により指定した抑制区域を事業区域に含めないよう求めることができるとしております。

第9条、説明会の開催において、事業者は、事業を実施しようとするときは、次条第1項の規定による協議を行う前に、地域住民等に対し、当該事業の計画に関する説明会を開催しなければならないとしております。

第2項では、事業の変更の際には、軽微なもの以外、申請する前に、地域住民に説明会を実施することとし、第3項では、地域住民が事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができるとしております。

第4項では、事業者は、地域住民の意見に対し見解書を作成し、理解を得なければならないとしております。

第10条、協議になります。

13ページから14ページにかけてとなります。

事業者は、事業を実施しようとするときは、あらかじめ町長に対し、事業計画に関する情報提供及び相談を行うものとし、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事の着手予定日の90日前までに、規則で定めるところにより、必要な書類を町長に届け出て協議しなければならないとしております。

第2項においては、事業者は、事業区域内に抑制区域を含むときは、抑制区域内において想定される影響とその対策について、町長に申し出なければならないといたしております。

第3項、事業者は、前2項の規定により、協議をした事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を町長に届け出て、協議しなければならないとしております。

第11条は、協議の結果の通知といたしまして、町長は前条の規定による協議が終了したときは、事業者に協議の結果について通知するものとしております。

第2項においては、町長は、必要に応じて前項の規定による通知に意見を付すことができるとしております。

第3項において、事業者は、第1項の規定による通知を受けるまでは工事に着手してはならないとしております。

第12条、工事に係る着手等の届出でございます。

事業者は、工事に着手し、又は工事を完了し、中止し、若しくは中止していた工事を再開するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならないとしております。

第13条、工事の確認については、町長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに当該事業区域を確認するとしております。

第14条、維持管理でございます。設置後の苦情の多いのが、この維持管理に関することでございます。

事業者は、設置する再生可能エネルギー発電設備及び事業区域において、地域の慣習に配慮するとともに、事業区域周辺の設備や土地、又は地域住民へ影響を与えないよう、常時安全かつ良好な状態を保ち維持管理しなければならないとしております。

第2項においては、事業者は、災害等により再生可能エネルギー発電設備が破損し、第三者に被害を与えるおそれがあるときは、直ちにその状況の確認を行い、必要な措置を講じ、その結果を速やかに町長に報告しなければならないといたしております。

15ページでございます。

第15条は、地位の承継につきましては、事業者から事業譲渡等によりその地位を承継したものは、地位を承継した日から起算して30日以内に町長に届け出なければならないとし、地位継承とともに、その後の維持管理についても、適切に実施していただくよう規定しております。

第16条は、事業の終了等として、事業者は、事業を終了したときは、事業を終了した日から起算して30日以内に町長に届け出なければならないとしております。

第17条は、事業終了後の適正処分でございます。事業者は、前条の規定により事業を廃止したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、太陽光発電設備をその場に放置することなく、速やかに撤去し、自らの責任において適正な処分を行わなければならないとしております。

第2項では、事業者は、再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、撤去を完了した日から起算して30日以内に町長に届け出なければならないとし、事業完了後においても事業者の責任を明確にしております。

第18条は、報告及び立入り検査や立入調査として、町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は町の職員に事業区域に係る土地に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができるとし、第2項では、前条の規定により、立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないとしております。

第19条、助言、指導又は勧告におきましては、16ページにかけてになりますが、町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

第2項、町長は、次の各号のいずれかに係ると認められるときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができるとして、(1)から(4)の項目に該当する場合は、必要な措置を行うことができるとしております。

第20条は、公表でございます。事業者が勧告に従わないときは、事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができるとしております。

ただし、第2項では、事業者に対し、弁明の機会を与えるとしております。

第21条は、他自治体の条例との関係といたしまして、設備が他自治体にまたがる場合の手續を規定してあります。

第22条は、事業者が所在不明になった場合における特例といたしまして、事業者が不明となった場合は、土地所有者を事業者とみなす規定となります。

第23条は、委任でございます。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるといたすものでございます。

附則といたしまして、施行期日、1、この条例は、令和8年1月1日から施行する。

経過措置といたしまして、2、この条例の規定は、この条例の施行の日から起算して90日を経過する以降に着
手する事業について適用するといたすものでございます。

本条例が制定されることによりまして、令和8年4月1日以降、施工される工事につきまして適用されること
となります。

この条例の制定によりまして、本町の美しい自然環境や景観が維持され、これまでのトラブルが減少し、町民
の皆様が安心して生活できることを期待するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 第14条の2項のうち、2行目になるんですけども、必要な措置を講じとあるんですけど
も、どういったことを想定されているのか、この文言だけでは想定の内容は分からないので、その想定内容を
教えていただきたい。

それから、既設の施設については、この条例は及ばないと考えていいのかなのか、その2点をお伺いしま
す。

2○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 初めに、おっしゃられました第14条2項の第三者に被害を与えるおそれ
があるときはということでございますけれども、必要な措置というのはその時々によって違うと思いますので、
例えば崩れるおそれがある場合は、それを事前に崩れないようにするとか、そういったことが想定されると思
っております。まだいろんなケースがありませんので、災害が起こる前に措置することを想定しております。

もう1点の、これ以前のものについては適用されないということになります。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 必要な措置がよく分からないとちょっと困ってしまうのかなと思う。私の心配するところ
は、最近の災害というか、気象災害、いろんなことが、例えば風で飛ばされたという太陽光エネルギーのパネ
ルなんかは、余計そういったことになりやすいと思うんですけども、隣の民有地だったり公道、いわゆる市
町村道なんかにはそれが来た場合、交通の妨げにもなるし、民地ではほかの建物の施設を破壊したりすること
もあるんですけども、そういったことに速やかに対処できるのかなという心配がちょっとあるんですけども、そ
の辺はどう考えて、役場で指導するというだけなのかどうか、どういうことなんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） お答えします。

そうですね、予見される場合は、町のほうで所有者、事業者に対して、指導するという形になろうかと思いま
す。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 町の条例ですから強制力というか、いわゆる警察権力も何もないんで、そこまでできない
んですけども、事業者の善意を待つしかないところは当然、あるんですけども、その辺、もっと強力で指導を
して被害なんかが起きないようにぜひお願いしたいものです。以上です。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 条例制定されて間もなくいろんな事例が出てこようかと思っておりますけれども、他市町村の事例等を参考にしながら、そういったことがないように努めてまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） ほかに。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 新しい条例ですのでお伺いします。

タイトルとしては、自然環境等と再生可能エネルギーの発電事業との調和に関する条例ということですが。再生可能エネルギーというのは、国でも推進しているカーボンニュートラル、あるいはCO₂の削減、そういうことで、最終的には地球の温暖化を抑えるという意味合いのあるものだと思いますので、そこで、自然環境との調和となると、やはり森林を伐採してこういうものを設置するという事は、私は本末転倒だろうと考えております。

その前提でお伺いしますが、涌谷には篁峯寺が高いところにあり、黄金山の神社があり、城山の城もありますけれども、遠くから見れば非常にきれいなところであって、それで、8条で規則に委ねている部分があつて、規則をいただきましたけれども、この中の規則を見ると、農振地域に関するものと森林法、それから自然環境保全の条例の規定とかありますけれども、やはり規定ではちょっと狭いという感じを私は受けるんです。

というのは、さっきも言ったように、遠くから見て光り輝く太陽光の光が見えるということは、ちょっと涌谷町のイメージとしては合わないという思いがあつて、もう少し具体的なものでなくてもいいので、町でそういう規制なり指導ができるような文言の抑制地域というか、景観を乱すものとか、そういう表現でもいいのかもしれないけれども、やはり涌谷町の自然を守る、緑地なり自然環境を守るということになると、そのような規制をしていかなければ駄目じゃないかなと私は思うわけですが、その辺はどのようにお考えなのか、できれば、そのような規制の仕方をしていただければ町の景観が保てるかなと思うんですが、お伺いします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） そちらにつきましては、今、議員がおっしゃった農振地域とか、そういう法律があるところについてはそういった制限ができるかもしれませんが、土地自体は個人の土地ですので、また町の条例ということもあつて余り規制の強いものはなかなか難しいのかなと考えております。

ただ、先行している自治体等もありますので、そういった事例があれば、今後、そういうことについては検討してまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 涌谷町の条例ですので、ここにある規制区域、規則にある規制区域というのはどこでも適用されるものなので、私が言いたいのは、涌谷町だから決めておかなきゃいけないというものがあると思うんですね。ですから、そういうところをもう少し精査して、そういうところにはこういう再生可能エネルギーの施設を造らないとか、抑制していくような決め方は可能だと思うんですが、どうでしょう。まだ1月なので結構期間があるし、規則でもあるので、その辺をもう少し検討してみて、指導なり、そういうことを進めていってもらえないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 他市町でもそういった事例があるのかどうか、規則でそこまでやっているとあるのか、いろんなところまで見ていない状況でございますので、可能であれば、そういったことも検討してまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 前に他の議員でしたけれども一般質問があつて、何ていうのか、町並みというか、京都なんかも特に高さを規制したりそういうこともやっているわけですので、私はできないということはありませんね。ですから、もう少し精力的にというか、積極的にそういう規制をしていくように、来ないでくれというわけではないけれども、景観を保つために特に力を入れていかなくちやいけないというところをお願いしたいということで、その辺のお考えをお願いしたいと思います。町長、もしよければ町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長

○町長（遠藤 稔君） これは、いわゆる法律の上限問題、どこが基本となる法律の上位条例の直近はどこであるかとか、そういったようなもので、法律の上位、幾ら町が規制しても町でできる規制の範囲というのは、おのずから法的に決まってくるのであろうと思います。

ですから、可能な限り、課長が言うように、質問者と気持ちは同じですから、法的に無理のない形の中で、せっかく造るんですからなおさら整えてやるべきではないかと思っております。仮に無理につくってもほかの条例のほうが勝っていると無効ということにもなりかねないので、それは慎重に対処しなければならないと、そのように思っております。

○議長（大泉 治君） ほかに。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條でございます。私も今し方の4番議員と同じような観点からちょっと質問させていただきたいと思います。

抑制区域でございますが、全員協議会の際にもお聞きしましたけれども、やはりこれはどこに何を建設するかということが決まった段階で協議に入るということはもちろん、大事なことは思うんですが、同様に、涌谷町で以前につくられたハザードマップをイメージしてください。それと同じような形で、この地域にはこういった構造物、再生可能エネルギーのそういった施設は建設できないといったような目安になるようなものが、やはり事前に示唆されるべきかなというふうに感じます。

といいますものの、この抑制区域内、涌谷町がつくるんだと思うんですけれども、ここに仮に涌谷町に特別に町とのつながりがある事業者等が相談を持ちかけてきた場合、この抑制区域というものが曖昧になってしまつて、本来抑制されるべき地域に特段の町とのつながりがある業者だということから、建設が進められるといったようなことがあつてはならないかと思ひまして、事前に示すべきものが必要かと思ひしております。

また、既に町内に再生可能エネルギーの事業を操業している事業者に対しまして、仮に本条例に抵触してくるような場合ですが、こちら全協の際に、指導や訪問は企画財政課の熱海課長よりご答弁といたしまして、発電事業自体がたくさん課にまたがる内容でございますので、連携して対策に当たる必要性を示唆しておりますけれども、対処に当たらなければならない町職員の皆さんにも、こちらは十分な理解と事業者との間にあつたトラブル、そういったものが発生しないような理解をしてもらう必要があるのではないかと考えます。

また、事業者におきましては、町内の事業者とは限るものではございませんので、県外又は国外となった場合に、これも新しい問題にそういった訪問をするとか、何か文書を送らなければいけないか、そういったときに問題が発生しないかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） まず初めに、事業者については事前に協議が必要でございますので、90日前ということで、その90日前に申請が上がってきた段階で、規制区域になるかどうかというのは調査しなければならないと思いますので、企画財政課で受け取りましたら関係各課に依頼をして、それに抵触しないか確認すべきものと思っております。

それから、関係する事業者が云々ということがございましたけれども、そういうことは便宜を図るということをするものではないと思っておりますので、そういうことはないと考えております。

それから、初めての条例でございますので、関係各課ならず職員で情報共有して、こういった条例ができたのでこれを守るようにということで、これについては全庁で認識を同じくしていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） ではそのようにお願いしたいところであります。

また、こちらも以前、お聞きいたしました、第22条の事業者が所在不明になった場合、又はその組織を解散した場合において、土地所有者等が当該事業者と異なるものである場合は、当該土地所有者等を事業者とみなして第16条から第20条までの規定を適用すると思いますが、こちら先日行われた新しく涌谷町の太陽光発電施設、涌谷町が協力して土地を貸す場所ですけれども、そちらのふるさと納税の太陽光発電の場所でございますが、この事業者さんが仮に、もう一度お聞きしますけれども、途中で事業を停止してしまった、そういった場合、涌谷町がその土地の所有者といたしましてしっかりと元に戻さなければいけないといったことになるかと思いますが、このことに関して改めてどのように対処なさるかをお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） まず初めの第22条関係でございますけれども、申請の段階で、この間、全員協議会でも同じ質問をいただきましたけれども、すいません、後ほど確認したところ、申請する書類の中に土地所有者の承諾書というのがございまして、その中には事業者が不明になった場合は、土地所有者が事業者とみなして規定を適用されるということが文言で書かれておりますので、これを事前に提出していただく必要がありますので、もう申請の段階で、事業者がいなくなった場合は土地所有者がその責務を負うということを事前に分かっていただくということにしております。

それから、もう一つの町の太陽光発電につきましては、この適用前の事業ではございますけれども、もし何かあった場合は、事業者において撤去するという契約を結んでおりますので、町での責務というか、撤去の必要はないと考えております。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 事前の契約をそのように結ばれているということでございますけれども、その事業の契約を結ばれた事業者自体がいなくなってしまった場合は、どうするかということを私は危惧しておるんですね。なおかつ、年間25万8,000円の賃貸料を頂くということで、仮にこれが10年ですと250万円相当のお金になりま

すが、撤去をこちらがしなければいけないとなった場合、そのような金額で恐らく更地にすることは難しいんじゃないかなというふうにも考えるわけでございます。

ですので、こういった契約を結ぶ上では、そういった整備、元に戻すということを考えた上での賃借料も含めて頂くべきだったのではないかなと思うんですけれども、この点に関しては町長のご見解をお聞きしたいと思います。

また、私は、町の再生可能エネルギー事業というのは、必要になってくることであると考えております。仮に阿蘇山、若しくは奈良の古墳周り、又は釧路湿原であったり、そういった最近、報道で見るようなメガソーラー施設、そういったものがこの涌谷町にも来るのか否か、そういったことも含めて町民の方から、笠岳山全体が太陽光発電になってしまったりしないのか、そういった質問も受けておりますので、今後、涌谷町として再生可能エネルギーにどのような関わり方をしていくかということ、町長からもちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（大泉 治君） 議題からちょっと離れた質問になっています。（「条例に関することだと思うんです」と言う人あり）

条例じゃなくて、今のは既にさきの議会でお認めいただいた事業の部分の質疑が一つ、それから、メガソーラー的なものがいろんなところに来ないのかというような質問でございますけれども、それに対しては、先ほど企画課長がしっかりとそうならないように条例を定めているという説明がなされましたので、それにお答えするような部分はないかなというふうに思います。

○議長（大泉 治君） ほかに。7番只野 順君。

○7番（只野 順君） 先ほど町長が、県の保全条例がありまして、それで今まで県の保全条例に基づいて涌谷の開発をしてきていると思うんです。それで、この県の保全条例は、笠岳山が入っているんです。だから開発は、その中で行われてきていると思いますけれども、事細々としたものに関しては、今、涌谷町がつくるような環境保全条例というか、そのものが有効になってくるのではないかなと私は思っています。やはり自然環境の保全と開発というのは相反するものがありますけれども、そういったところに細かな点で涌谷町として関わっていけばいいのかなと思います。基本的にはその整合性というか、そのところをどういうふうに考えるか、企画財政課長にお聞きします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） これまで行ってきました、先ほど言いました県でつくられてきたというものにつきましては、50キロワット以上につきましては県への申請が必要でございましたので、県への申請を受けて実施されているものと思っております。

これまで50キロワット以下、10キロワット以上50キロワット以下につきましてはなかったということで、今回造るものがございますから、細かいといいますが、そういったものについて対応するために今回制定するものと考えております。

○議長（大泉 治君） 7番只野 順君。

○7番（只野 順君） 今のお話は了解いたしました。ただ、小さいものでも笠岳山という地域が保全されていますので、その点を配慮しながら進めていただければなと思います。以上です。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。4番、賛成ですか、反対ですか。〔「賛成」と言う人あり〕11番、賛成。

それでは、4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） この条例につきましては、以前、私も一般質問で、行政区長会の方々とか、あと一般の方から、特に西地区の方でしたけれども、設置した土地の管理が悪いということで、規制できるような条例なりを制定してくれということをお願いして一般質問した経緯があります。

それに加えて、今回は設置までの条例をされたということは、大変、涌谷町の景観を守る、そういうものには効果的なものと思います。

ただ、先ほど質問したように、涌谷ならではの規制、自然が破壊されないような網羅した、そういう規制をしてほしいという思いもありますけれども、まずはそういう条例ができたということは非常にいいことであり、賛成といたします。以上です。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 前者も賛成討論しましたが、私も今まで過去の議会で質疑や一般質問でこの条例の制定を望んでまいりましたが、今回、町の対応について賛意を送るところでありまして、今、日本全国では太陽光等とのトラブルも多数発生しており、しかも、涌谷町は歴史のある町でもありますことから、今回の条例に素早く対応された町当局の皆さんにも感謝を申し上げ、町民の代表として安心安全なまちづくり、そして、景観等の観点から大変喜ばれる条例ではないのかなというふうに思って、今回、町民を守るための大きな条例として捉え、賛成といたしたいと思います。

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号 涌谷町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第63号 涌谷町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第2、議案第64号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第64号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、令和7年1月8日に公布され、10月1日から施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[午前10時44分 9番伊藤雅一君退席 出席議員数12名]

○議長（大泉 治君） 総務課長。

[午前10時45分 9番伊藤雅一君着席 出席議員数13名]

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） それでは、議案第64号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

議案書は18ページから、新旧対照表は1ページからとなります。

町長が提案理由で申し上げましたとおり、本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が本年1月8日に公布され、同年10月1日から地方公務員の部分休業制度が拡充されるほか、国において、子供の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講じる予定でありますことから、当町におきましても、部分休業制度の拡充について必要な措置を講じるほか、仕事と育児の両立支援制度に関する周知の強化など所要の措置を講じることとし、職員の仕事と育児の両立を支援するため、関係する四つの条例につきまして改正するものでございます。

それでは、新旧対照表のほうでご説明いたします。

初めに、1ページ、第1条、涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

1ページの第3条の改正から次のページをお開きいただきまして、3ページの17条の改正までにつきましては、文言の整理を行うものでございます。

3ページにございます18条の2につきましては、本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員、また、3歳に満たない子供を養育する職員に対する仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供、意向確認等に係る規定を整備するものでございます。

次のページにまいりまして、5ページの18条の3につきましては、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、意向確認や面談などの措置を講ずるよう規定するものでございます。

第18条の4は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう、研修や相談体制の整備などの措置を講ずるよう規定するものでございます。

続きまして、5ページの下にございます第2条、涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

次のページをお開きいただきまして、前ページから続いております第1条につきましては、法律の改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

続きまして、第17条の改正でございますが、こちらは非常勤職員における部分休業の取得要件から勤務時間の要件を削除するほか、文言の整理を行うものでございます。

第18条につきましては、部分休業の取得形態が追加されることに伴い、現行の部分休業を第1号部分休業と規定するほか、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする規定を削除するものでございます。

続きまして、7ページの18条の2につきましては、第2号部分休業として、日又は時間単位で承認することが

できる規定を整備するものでございます。

次のページにまいりまして、第18条の3につきましては、部分休業の請求期間の単位を毎年4月1日から翌年3月31日までと規定するものでございます。

次の第18条の4につきましては、第2号部分休業について、請求することのできる年間の上限時間数を規定するものでございます。

次の第18条の5は、部分休業の取得形態を変更することができる特別の事情について規定するものでございます。

9ページにまいりまして、第19条につきましては、法律の改正に伴いまして文言の整理を行うものでございます。

第20条につきましては、部分休業の承認の取消事由について規定するものでございます。

次の第3条、涌谷町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、それから、次のページ10ページのほうにございます第4条、涌谷町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、国の法改正に準じまして、部分休業に係る企業職員の給与の減額について改正するものでございます。

議案書22ページをご覧いただきたいと思います。

附則といたしまして、附則第1項は、条例の施行期日を10月1日とし、附則第2項の規定は、公布の日から施行するものでございます。附則第2項は、本条例の施行期日前においても、3歳に満たない子を養育する職員に対して、両立支援制度に関する措置を講ずることができる旨の経過措置を規定するものでございます。

附則第3項は、第2号部分休業に関する経過措置を規定するもので、本条例の施行日から令和8年3月31日までの間に請求することのできる上限時間数を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第3、議案第65号 涌谷町水道事業給水条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第65号の提案の理由を申し上げます。

本案は災害、その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた指定工務店が給水装置や配水設備等の工事を実施できるよう、関係条例の一部改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（阿部雅裕君） それでは議案第65号 涌谷町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書は23ページ、新旧対照表は11ページ、12ページになります。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、本案は、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた指定工事店が、給水装置や配水設備などの工事を実施できるよう、上下水道課で所管しております条例をそれぞれ改正するものとなります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第1条では、涌谷町水道事業給水条例の第7条、そしてその下の表、第2条では、涌谷町下水道条例の第8条、次のページになりまして第3条では、涌谷町農業集落排水処理施設条例の第8条に、それぞれただし書として、涌谷町長以外の指定工事業者であっても、他の市町村長が指定した業者であれば、災害時などにおいて必要があると認める場合は工事ができる旨を加えるものとなります。

それでは、議案書にお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号 涌谷町水道事業給水条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 涌谷町水道事業給水条例等の一部を改正する

条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第4、議案第66号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第66号の提案の理由を申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、令和4年度に策定いたしました大谷地辺地に係る総合整備計画の変更について、同法第3条第8項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

計画の変更の内容といたしましては、令和8年度及び令和9年度において実施する町道整備事業について、事業費を増額するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） それでは、議案書24ページでございます。

議案第66号 辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により、辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和7年9月11日提出 涌谷町長

議案書の25ページの総合計画書をご覧いただきたいと思ひます。

町長の提案理由にもございましたけれども、令和4年度に大谷地辺地について大谷地辺地に係る町道整備計画を策定いたしまして、令和5年度から令和9年度までの5年間の事業となっております。

変更の内容につきましては、計画期間内に事業を完成させるため、2億1,373万円から2億7,085万円へ5,712万円を増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 辺地に係る総合整備計画の変更については原案のとおり可決されました。

○議長（大泉 治君） 休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

◇

◎認定第1号の上程、説明、質疑、決算審査特別委員会への付託

○議長（大泉 治君） 日程第5、認定第1号 令和6年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、登壇願います。

〔町長 遠藤积雄君登壇〕

○町長（遠藤积雄君） それでは、認定第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和6年度涌谷町各会計の歳入歳出について、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて、その認定を求めるものでございます。

それではまず、一般会計について申し上げます。

歳入歳出額は87億8,061万円、歳出決算額は86億3,652万6,000円となり、歳入歳出差引から繰越額を差し引いた実質収支額は1億3,800万円の黒字となったところでございます。

歳入でございますが、町税におきましては、法人町民税において事業収益の増などにより増額となった一方で、個人町民税においては、人口減少に伴う納税義務者の減少や定額減税の影響で減税しており、また、固定資産税では3年に一度の評価替えにより課税額が減額したことで、町税全体では、前年度比2.8%、4,473万7,000円の減となりました。

各種交付金におきましては、地方特例交付金の定額減税減収補填分などの増額により18.5%の増、地方交付税においては、普通交付税及び震災特別交付税の増額により7.2%の増となりました。

また、国庫支出金におきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などで増額となったものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額などにより11.8%の減、県支出金におきましては、農業経営高度化支援事業補助金などの減額により25.8%の減となったところでございます。

財産収入におきましては、町有地の売却などにより15.7%の増となり、寄附金におきましては、ふるさと納税

において、個人版ふるさと納税に対する各種取組及び企業版ふるさと納税の新たな受入れの開始により、ふるさと納税全体としては前年度比115.5%の大幅な増となったものでございます。

繰入金におきましては、公共施設等の老朽化に対応し、計画的な整備、維持管理を行う財源として公共施設等総合管理基金を新たに設置し、ふるさと涌谷創生基金から公共施設等総合管理基金へ2億円の積み替えなどにより、185.9%の増となっております。

町債におきましては、災害復旧関連事業や補助交付額の減による土木関連事業の減少により21.3%の減となっております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出全般におきましては、第5次涌谷町総合計画後期基本計画に基づき、国県補助金等を最大限に活用し、財源の確保に努めつつ、各事業を実施してまいりました。

初めに、物価高騰対策について申し上げます。物価高騰が生活へ大きな影響を及ぼしていることから、暮らしへの支援といたしまして、小中学校の給食賄い材料費の一部公費負担による保護者の負担軽減、全世帯に町内で使用できる商品券の配布を行ったほか、住民税非課税等の世帯に給付金による支援を実施いたしました。

また、税制改正に伴う定額減税により定額減税し切れない方への給付を行い、生活、暮らしへの支援を行うとともに、地域経済の回復へ向けた取組を実施いたしました。

総務費について申し上げます。

地域おこし協力隊につきましては、本町の活性化に関わりたいという志を持った隊員を任用し、令和6年度におきましても7名の隊員により観光や教育の分野などの町の活性化を図ってまいりました。うち3名が令和6年度中に任期満了となり、これまでの活動を糧にそれぞれの道に進んだものでございます。

国際交流につきましては、友好都市協定を締結しております大韓民国扶餘郡林川面の方々を9年ぶりに当町にお招きしたところでございます。

また、地域間交流の重要な施設でもあるわくや万葉の里が開設30周年を迎えたことから、東大寺様のご協力をいただき記念事業を実施することで、日本初の産金の地としての歴史を再認識するとともに、郷土愛の醸成を図ってまいりました。

さらに、健康文化複合温泉施設わくや天平の湯においてにおきましては、皆様に愛される施設となるよう、指定管理者と連携して取り組んでまいりました結果、入浴者数はコロナ禍前の水準に戻り、7月4日には入浴者数がオープンから400万人を達成したところでございます。

地域公共交通に関しましては、マスタープランとなる涌谷町地域公共交通計画を策定したところでございます。今後、計画を推進するための具体的な施策等について検討を実施してまいります。

まちづくりの基本となる総合計画につきましては、第五次総合計画が令和7年度で計画期間が満了となることから、次期計画となる第六次総合計画策定に向けて現状調査等を行ってまいりました。

職員の研修につきましては、外部講師を招いてのハラスメント対応研修を実施し、ハラスメントの未然防止に努め、また働き方改革では、夏季休暇の日数を3日から4日に増やしたほか、日直業務を委託するなど職員の働きやすい環境づくりに努めました。

情報化推進につきましては、申請書記入補助システムを導入し、町民の利便性の向上とマイナンバーカード利

活用の推進を図ってまいりました。

民生費について申し上げます。

少子高齢化の急速な進展に伴い、地域における福祉ニーズは一層の多様化・複雑化を見せております。社会福祉協議会や共生の森など関係機関と密に連携しながら、相談窓口の充実を図り、支援を必要とする住民一人一人に対してきめ細やかな、かつ的確な支援の提供に努めてまいりました。

また、高齢者、障害者、児童、生活困窮者といった支援対象の属性や分野の垣根を越えて、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、包括的かつ柔軟な支援体制の整備を推進いたしました。

子育て支援事業といたしましては、子ども・子育て支援法に基づき、教育、保育、子育て支援の充実を図るため、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、民間保育所に対し、延長保育事業をはじめとする各種補助金の交付を継続し、保育サービスの充実を図り、さらに、母子保健機能と児童福祉機能を一体化したこども家庭センターを新たに開設し、妊娠期から切れ目のない一貫した支援を継続する体制を充実させてまいりました。

衛生費について申し上げます。

妊娠期の安心安全や出産後の子供たちの健やかな成長を支援するため、こども家庭センターを中心に、子育て家庭及び妊産婦への支援を実施してまいりました。特に不妊検査、不妊治療費助成事業を新たに実施し、経済的な負担の低減を図りました。さらに、産後ケア事業の対象者を全妊婦に拡大し、産後うつや虐待予防に努めるとともに、乳幼児発達相談事業を通して保護者の不安軽減を図ってまいりました。また、こども家庭センターにおきましては、これまでも実施してまいりました支援プラン作成等を更によりブラッシュアップさせることで、支援に必要な体制整備を行ってまいりました。

東日本大震災を起因とする東京電力福島原子力発電所事故で生じた農林業系汚染廃棄物の処分につきましては、宮城県の処理方針に基づき、混焼による処理に加え、すき込みによる処理を行っております。引き続き細心の注意を払いながら、早期の処理完了に向け事業を進めてまいります。

農林水産業について申し上げます。

産金の地・涌谷として普及拡大を目指しております金のいぶきにつきましては、令和5年産の品質が3等米以下の規格外が5割以上でありましたが、6年産は前年度の反省を踏まえた栽培マニュアルの更新を行ったことにより、前年同様、酷暑の中であっても1等から3等米の品質で生産されました。金のいぶきは、産業、歴史の観点からも本町のブランド米と言えるものであり、今後も関係機関の指導の下、栽培マニュアルを更新し、安定生産につなげるとともに、県内外に積極的にPRしてまいります。

このほか、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械、施設への導入等について支援し、農地整備につきましては、県営圃場整備事業による農地の汎用化に併せ農地の集積・集約化による規模の拡大と作業の効率化を推進し、圃場整備事業に係る農家負担の一部を補助金により軽減を図るなど、農業経営の安定化に努めてまいりました。

畜産振興につきましては、全国和牛能力共進会出場に向けて、系統雌牛群の保留や家畜防疫への補助など、優良牛の地域確保、地域畜産物生産による経営の安定化を図ってまいりました。

商工費について申し上げます。

商工費につきましては、中小企業振興資金融資事業を継続したほか、令和6年5月に新たに株式会社ウェルファームフーズ様が操業を開始し、雇用が創出されており、今後、多くの税収が見込まれるところでございます。また、同工場で生産された森林どりを使用した特産品の開発について商工会とともに事業を実施し、町内の6事業者が新商品を開発し、各店舗での提供販売を行いました。

黄金山工業団地につきましては、早期完売に向けて情報発信や企業様との交渉を行ってきたところでございますが、いまだ誘致には至っておりません。

観光振興につきましては、桜まつりをはじめとした各種イベントをコロナ禍以前と同様に開催し、観光需要の回復に努めてまいりました。

土木費について申し上げます。

町道等の整備につきましては、中道1号線測量設計のほか、馬場崎玄岡線等の狭隘箇所を拡幅する目的で道路改良事業を実施いたしました。

また、国の交付金や地方債を活用した橋梁点検や舗装補修工事等を実施し、生活道路の安全性確保及び良好な道路環境の整備に努めてまいりました。

都市公園につきましては、町民が安全で利用しやすい環境を維持するため、植栽管理や除草を中心とした景観保全のほか、遊具等の安全点検を実施するなど、適正な公園施設の維持管理に努めてまいりました。

公営住宅につきましては、入居者の良好な住環境整備のため、適切な維持管理に努めるとともに、町営八雲住宅の長寿命化を図るため、1号棟の外壁改修工事を実施いたしました。

消防費について申し上げます。

町民の安全安心を確保するため、重要な位置づけとなっております消防団につきましては、小型ポンプ積載車2台を更新し、装備品の充実、機能強化を図るとともに、演習訓練を行い、消防力の強化に努めてまいりました。

また、原子力防災として、有事の際の車両等の効率向上のため、緊急時避難円滑化事業で涌谷スタジアム周辺の整備を実施いたしました。

教育費について申し上げます。

学校教育につきましては、涌谷町教育基本計画に基づき、子供たちに生きる力を育むことを目指し、課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に取り組んでまいりました。

また、令和2年度より休止しておりました中学生を対象としたイングリッシュキャンプを企業版ふるさと納税を財源に5年ぶりに開催し、英語力の向上とグローバル人材の育成を推進いたしました。

施設面では、町内小中学校の屋内運動場のLED化を行い、児童生徒の学習環境の改善を図りました。

学校給食センターの運営に関しましては、毎月、食育の日の給食として町内産の野菜や金のいぶき、町内で生産された子実用トウモロコシで飼育されたブランド豚みちのくの心意気を食材として取り入れ、メニューにもおぼろ汁等の郷土食を提供するなど、食育と地産地消の推進を実施いたしました。

生涯学習につきましては、公民館講座や友活イベントの開催、公民館ロビーを活用した涌谷高等学校美術部作品展など、子供から大人まで各年代の生涯学習の推進に努めてまいりました。

生涯体育につきましては、子育て支援の一環として高校生以下の施設利用料の無償化を図るとともに、小学校と地域でのスポーツ推進員によるニュースポーツ講習やクロスカントリー大会を箕岳地区で開催するなど、生涯体育の推進にも努めてまいりました。

文化財の保護活用につきましては、涌谷町文化財保全活用地域計画に基づき事業を推進するとともに、佐々木家住宅において、季節に応じた公開イベントを実施するなど活用を図ってまいりました。

日本遺産みちのくGOLD浪漫におきましては、3市3町で構成する協議会を軸にPRを図りながら、認知度を高めたほか、旅行事業者と連携したツアー催行の実現を伴走するとともに、令和元年の認定から6年間の事業成果を総括し、今後3か年の推進計画を策定したところでございます。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は21億4,261万4,000円、歳出決算額は21億2,633万1,000円となり、差引実質収支額は1,628万3,000円となったところでございます。

歳入の国民健康保険税におきましては、被保険者数の減少により前年度比1.1%の減となりましたが、歳出における保険給付費の増加に伴い、普通交付金が増加するなど、歳入総額では前年度比0.6%の増となりました。

次に、歳出でございますが、歳出総額の約7割を占める保険給付費が前年度比0.5%の増となり、歳出総額で前年度比0.8%の増となったところでございます。

保健事業では、保険者に義務づけられました特定健診の受診率が暫定値で45.5%程度となる見込みでございます。また、特定保健指導の利用率は26.5%と向上はしているものの、いずれも低い値で推移しております。

また、町の健康課題となっております生活習慣病対策といたしましては、第3期データヘルス計画に基づきまして、糖尿病性腎症重症化予防事業、節目人間ドック、脳ドックの一部助成等を実施し、健康寿命の延伸に努めてまいりました。

次に、後期高齢者医療保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は2億3,960万円、歳出決算額は2億3,337万7,000円となり、差引実質収支額は622万2,000円となったところでございます。

歳入の保険料におきましては、被保険者数の増加に伴い、前年度比14.8%の増となりました。

歳出では、保険料及び保険基盤安定負担金を宮城県後期高齢者医療広域連合に納付金として支出したところでございます。

歳入歳出とも高齢化に伴う被保険者数が増加したことにより、保険料及び広域連合に対する納付金が増加しております。

次に、介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は19億4,227万円、歳出決算額は19億1,187万8,000円となり、差引実質収支額は3,039万2,000円となったところでございます。

歳入におきましては、介護保険料は被保険者数が減少したものの、所得段階別保険料の算定方式が9段階から13段階へ多段階化したことも影響して、前年度比2.4%の増となりました。

また、歳出における保険給付費の増加に伴い、県への負担金及び支払基金からの交付金が増加したことで、歳入総額は前年度比0.5%増となっております。

次に、歳出でございますが、歳出総額の約9割を占める保険給付費が、前年度比3.1%増となり、歳出総額では11.2%の増となったところでございます。

地域支援事業につきましては、地域包括支援センターを中心として、保健、医療、福祉の各分野が連携し、高齢者支援に取り組んでまいりました。

総合相談業務におきましては、介護に関する相談にとどまらず、日常生活での諸課題など幅広い生活に対応しており、必要に応じて関係機関と協議の上、適切なサービスや制度の案内を通じて包括的支援を実施したところでございます。

また、住民主体による運動広場への支援のほか、介護予防に資する人材の育成につきましても、リーダーやボランティアの担い手育成を推進し、健康寿命の延伸を目的とした取組を進めてまいりました。

さらに、在宅介護連携推進事業として、医療・介護関係者の情報共有や多職種協働の仕組みを構築し、在宅生活を支える地域連携の体制整備に引き続き努めてまいります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

給水状況といたしましては、前年度と比較して配水量が0.7%増の約152万立方メートル、有収水量が1.5%減の約121万立方メートルとなりました。

建設改良につきましては、老朽管等更新事業として六軒町裏地内の外8路線の配水管布設替工事を実施し、管路整備に努めるとともに、第2水源及び猿手地内のポンプ交換工事を実施し、施設の保全を図ったところでございます。

次に、経営の状況でございますが、収益的収支につきましては、総収益で前年度比0.2%減の4億631万3,000円、総費用では、前年度比1.6%増の3億6,734万3,000円となり、3,897万円の純利益を生じたところでございます。これに前年度繰越利益剰余金1億2,287万円と減債積立金4,500万円の取崩しを合わせた未処分利益剰余金2億684万円を繰越利益剰余金として翌年度に繰り越したところでございます。

今後も人口減少により厳しい経営が続くことが見込まれますが、安全で安心な水を提供していくため、計画的な施設の保全に努めてまいります。

また、ほかの事業体との連携も深めつつ、持続可能な事業運営を図られるよう取り組んでまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

事業の実施状況でございますが、汚水処理につきましては、水洗化の状況は総接続戸数が2,289戸、前年度比26戸の増、区域内の人口に対する水洗化率は、公共下水道72.1%、農集排63.5%となりました。総処理水量は約62万3,000立方メートル、総収水量は約57万7,000立方メートルとなり、有収率は前年度比の1.0%減の92.5%となりました。

建設改良につきましては、雨水事業におきまして江合川右岸地区の涌谷公民館前の排水整備を行い、地域の浸水被害軽減のため、事業を進めました。

また、公共汚水事業では、涌谷浄化センターストックマネジメント計画に基づいた電気設備等の更新工事を、農集排事業では篁岳中央地区処理施設の機械化設備更新工事をそれぞれ実施し、施設の機能維持に努めてまいりました。

次に、経営の状況でございますが、収益的収支につきましては、総収益4億5,868万3,000円、総費用4億

4,715万5,000円となり、1,152万8,000円の純利益を生じたところでございます。これに前年度繰越剰余金3,331万8,000円を合わせた未処分利益剰余金は4,484万6,000円となったため、繰越利益剰余金として翌年度に繰り越したところでございます。

今後も町民の皆様様に安定的な下水道サービスを提供し続けていくため、より効果的、かつ効率的な事業運営に努めてまいります。

次に、国民健康保険病院事業会計について申し上げます。

外来につきましては、内科、整形外科、眼科は週5日、泌尿器科、皮膚科は週2日、神経内科、循環器内科、耳鼻咽喉科は週1日の診察を行い、患者数につきましては、前年度比12.0%減の延べ4万3,045人、1日平均177.1人となりました。

入院につきましては、入院患者数は前年度比0.1%増の延べ3万2,351人、1日平均として88.6人となりました。

経営の状況でございますが、収益的収入は20億73万円、収益的支出は19億9,320万1,000円となり、当年度純利益は752万9,000円となり、前年度繰越欠損金と合わせ当年度未処分欠損金として15億6,044万円を翌年度に繰り越したところでございます。引き続き収入の確保、支出削減の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、老人保健施設事業会計について申し上げます。

入所数は前年度比2.5%減の延べ2万5,919人、1日平均71.0人となり、通所者につきましては3.7%減の延べ8,123人、1日平均26.1人となりました。

経営の状況でございますが、収益的収入は6億209万1,000円、収益的支出は5億9,513万9,000円となり、当年度純利益は695万2,000円となり、前年度繰越欠損金と合わせ当年度未処分欠損金として2億7,539万4,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

老人保健事業につきましては、在宅復帰支援施設としての役割を果たすとともに、利用者及び家庭の期待に応えるべく施設運営に努め、利用者の増加と収益の改善に向けて努力してまいります。

次に、訪問看護ステーション事業会計について申し上げます。

利用者につきましては、前年度比5.1%減の延べ6,924人となり、1日平均では、平日27.8人、土曜日1.0人となりました。

経営の状況でございますが、収益的収入につきましては5,373万8,000円で、収益的支出は6,566万6,000円となり、当該年度純損失は1,192万8,000円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせ当年度未処分利益剰余金として6,706万5,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

今後も利用者とその家族に寄り添い、安心して在宅療養や治療を行えるよう、看護やケアのサービス提供体制の充実を図り支援してまいります。

以上、各会計の決算の状況でございます。どうぞご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） ご苦勞さまでございました。

昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時41分

○議長（大泉 治君） 再開いたします。 [午後1時00分 町民医療福祉センター長（遅参）]

午前中に、涌谷町各会計歳入歳出決算の認定について、町長の説明をいただきました。

続いて、監査委員の審査した意見の報告を求めます。城口代表監査委員、登壇願います。

[代表監査委員 城口貴志生君登壇]

○代表監査委員（城口貴志生君） 監査委員の城口です。

それでは、令和6年度の決算審査が終了したので、意見を述べます。

意見書の朗読をもって意見に代えますので、ご了承願います。

また、この意見書の中にある文章に係る正誤表を配付しておりますので、大変申し訳ありません。ご参照ください。始めます。

涌監第25号

令和7年8月29日

涌谷町長 遠藤积雄殿

涌谷町監査委員 城口貴志生

同 佐々木みさ子

令和6年度涌谷町一般会計決算、特別会計決算及び基金運用状況審査意見書

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された令和6年度涌谷町一般会計決算及び令和6年度特別会計決算並びに証書類、基金運用の状況を示す書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 ページです。

1 審査の対象

- (1) 令和6年度一般会計決算及び令和6年度特別会計決算並びに証書類
- (2) 令和6年度歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書
- (3) 令和6年度各種基金運用状況に関する書類

2 審査の期間

令和7年7月7日から8月26日まで

3 審査の手続

令和7年6月2日、審査に付された令和6年度涌谷町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、町の監査基準に基づき、現地踏査を含め下記の点に主眼を置くとともに、公有財産、基金、債権及び物品の管理等に留意しながら、帳票、証書類を精査し、例月現金出納検査、定期監査等における留意事項も考慮して責任者及び関係職員から資料の提出及び説明を求めて審査を実施した。

- (1) 決算の計数が正確であるか。
- (2) 予算の執行が適正に行われたか。
- (3) 財政運営が適正かつ健全に行われたか。

4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類については、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われており、基金の運用状況についても妥当であると認められた。

5 決算の概要

各会計の決算数値は表1のとおりである。

以下、本文中の数値は、単位未満四捨五入を基本としているが、決算に関する附属書類等に合わせるために調整している場合がある。

2ページです。

令和6年度一般会計及び特別会計決算総括表です。

当年度の一般会計歳入歳出の状況を見ると、歳入87億8,061万円に対して、歳出86億3,652万6,000円で、歳入歳出差引額は1億4,408万3,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源608万3,000円を差し引いた実質収支は1億3,800万円となり、黒字決算となっている。

特別会計の決算総額は、歳入43億2,448万5,000円に対して、歳出は42億7,158万7,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支は5,289万7,000円となり、黒字決算となっている。

決算規模を前年度と比較すると、一般会計の歳入は0.7%増加し、歳出は2.1%増加した。特別会計の歳入は1.2%の増加、歳出においては1.6%の増加となっている。

主要財政分析指標の推移は表2のとおりである。

主要財政指標を見ると、財政力指数については0.38で財政力が弱い状況となっている。経常収支比率においては、分母となる経常一般財源等である町税の減と普通交付税の増、分子となる経常的経費である人件費や扶助費、補助費等及び公債費の増により85.7%となり、昨年度同様、経常的一般財源の自由度が小さくなっている。

また、地方債現在高比率が減少しているが、その他の数値はほぼ例年並みとなっており、大きな変化はない。

4ページです。

各種基金残高調です。現在の基金管理及び運用に問題はなく、今後の財政状況を勘案し、より有利な運用を心がけるべきと思われるが、加えて各会計の支出事務がスムーズに行われるように適切な運用にも配慮いただきたい。

5ページ、人口動態調です。財政を考える上での町の基盤としての人口は、表4のとおりで、毎年、減少傾向にある。

(1) 一般会計。本会計の収入割合及び支出割合は、この冊子の巻末にあります付表2及び付表3に示すとおりで、歳入は調定額に対して98.6%、歳出では予算現額に対して96.6%であった。また、翌年度へ繰越した額は1億7,689万3,000円である。

財政収支の状況は表の5のとおりである。

ア、歳入の概要及び意見

歳入総額は87億8,061万円で、前年度より6,535万4,000円、0.7%の増額であった。

自主財源全体は26億4,876万7,000円で、総額に占める割合は30.2%となった。うち町税は前年度より4,473万7,000円、2.8%減の15億6,401万2,000円となり、歳入総額に占める割合は17.8%で、対前年度0.7ポイントの減となった。

6 ページをお開きください。

税目別による構成比は、個人町民税と法人町民税を合わせて33.5%、固定資産税が53.9%で全体の87.4%を占めている。

前年度と比べた収納率は表6のとおりで、対前年度増減は現年度課税分で0.61ポイント減、滞納繰越分で2.42ポイント増、全体で0.90ポイントの減であった。

町税全体の収納率は2年続けて前年を下回った。滞納繰越分の増はあったが、現年課税分の減少が大きく影響した。人口減少による納税義務者の減少や物価高騰による消費活動の動向等によるところが大きかったかもしれないが、令和6年度の結果を受け、収納率向上につながる滞納者対策や口座振替、宮城県地方税滞納整理機構との連携、納税環境の整備等を着実に進めていただきたい。

町税はまちづくりの基本となる一般財源である。今後とも収納率の向上に向かって息の長い努力をしていただくことを期待する。

次に、寄附金です。

ふるさと納税については、個人版に企業版が加わり、件数で1.5倍、金額で2倍超となった。運営支援に関わる中間業者の見直しやポータルサイトの運用、黄金大使とのタイアップ、各種イベントでのPRの効果が大きかったと思われる。

返礼品については、町特産品のPRの機会になり事業者の収益ともなるので、引き続き積極的にPRしていただきたい。

7 ページ、町営住宅使用料です。

住宅使用料の収納については表8のとおりであるが、現年度収納率は98.60%と昨年度より微減している一方、滞納繰越分の収納率は12.41%であり微増となっている。

引き続き収納努力をお願いするとともに、悪質なものには、入居しているうちに強い対応をする等、新規滞納者を出さないよう努力していただきたい。

イ、歳出の概要及び意見

歳出総額は86億3,652万6,000円であり、前年度より1億8,152万6,000円、2.1%の増であった。

予算執行及び事務執行については款別に要点を述べる。

(ア) 議会費

本部門は、歳出総額9,422万6,000円で対前年度2.9%増、執行率99.0%であった。構成比は1.1%である。

(イ) 総務費

本部門は歳出総額18億1,470万9,000円で対前年度40.7%増、執行率は98.3%で、構成比は21.0%である。

①令和6年度は定年退職3名、暫定再任用任期满了1名、依願退職者が8名に上っており、多くの職員が役場を退職した。特に依願退職者8名は、本町役場としてはこれまでにない人数であり、今後のマンパワー不足が

心配である。今後不足分する分は新たに採用されることになると思われるが、採用となった方については、役場の一員として町民のための貴重なマンパワーになっていくよう、組織を挙げて育成指導していただきたい。

8 ページ。

②働き方改革では、夏季休暇を現行の3日から4日に増やしたほか、日直業務を委託するなど、職員の働きやすい環境づくりに努めた。また、職員研修については、従来の階層別研修や専門研修のほかに、新たにハラスメント対応研修を実施し、ハラスメントの未然防止等に努めた。

病休者、途中退職者によりマンパワー不足が生じており、人材確保及び人材育成が急務となっている中ではあるが、働き方改革の推進及び能力向上のための可能な範囲での職員研修を実施していただきたい。

③前年度に引き続いての意見であるが、入札結果の公表に基準を定めて随意契約等を加えるということについては、全ての随意契約ということではなく、例えば指名委員会の議題となった随意契約を公表に加えるというような意味である。税金の使用方法等、町民の知りたい要求に応じていくためにも、更に検討していただきたい。

④令和4年度策定の涌谷町地域公共交通計画によれば、涌谷町は将来的に人口減少が見込まれている中、町民バスの利用者が年々減少しており、現在の地域公共交通を維持していくことが困難になると予想されている。一方で運転免許の自主返納が進み、自家用車を持たない高齢者などの移動手段確保のため、地方公共交通の維持が急務となっている。

このように大変厳しい状況の中、持続可能な地域公共交通を構築するための基本方針を示すものとして、この公共交通計画を策定したということであるが、地域住民、行政、交通事業者、関係機関の連携により、目指す姿を実現していただきたい。

(ウ) 民生費

本部門は、歳出総額24億1,261万7,000円に対前年度0.6%減、翌年度繰越額は1,322万円であった。執行率は98.6%で、構成比は27.9%である。高齢化の状況は表9のとおりである。

9 ページです。

①介護、障害、子育て、生活困窮の分野を超えた相談支援体制と住民主体の課題解決体制を構築することを目的とした重層的支援体制整備事業は、13の福祉事業から成り立っており、全町民に対する重層的なセーフティネットの強化を目指すものであり、涌谷町が関係機関とともに少しずつ構築してきたものである。

町民にとって非常に有益な事業であるので、今後も国県の補助率や事業内容等の情報を注視して事業が継続できるよう努力していただきたい。

②妊娠期からの切れ目ない母子保健と児童福祉の一体的な支援を円滑に行うためのこども家庭センターが開設されたが、年々、相談・対応件数が増加しており、現体制でどこまで対応可能か、注視する必要がある。

相談体制はセンター内や課内での連携、創意工夫により維持されているが、より円滑な相談・対応を行っていくために、体制の強化を期待したい。

(エ) 衛生費

本部門は、歳出総額11億32万6,000円、対前年度10.4%増、執行率97.7%で、構成比は12.8%である。

①令和6年度に医療福祉センター内につくられたプロジェクトチームにより、本町の在宅医療・介護の体制や

質の向上、利用者の減少が続いている本町老人保健施設の在り方等の検討がなされ、その報告があった。その報告を受け、令和7年度に新たなプロジェクトの下、地域包括ケアシステムの深化を図るため、在宅医療介護体制を推進するということだが、医療福祉センター内はもちろん、保健医療福祉職以外の職員や町民皆様の協力も得ながら、実現のため努力していただきたい。

②健康診査実施状況は表10のとおりであるが、受診者が増となったのは8項目中5項目、受診率が増となったのは8項目中5項目であった。健診は受診後の精密検査までが健診であることを啓発し、疾病の早期発見、早期治療のために健診の勧奨を継続していただきたい。

11ページです。

④研修館・トレーニングルームについては、共に前年度比で利用者数が増加した。研修館については、旅行サイトに登録したことにより、インターネットからの申込みが可能になったこと、トレーニングルームは利用機器の修繕の結果ではないかと思われるが、特に研修館については、町内で数少ない宿泊施設であり、重要度が高いと思われる。

両施設とも大規模な改修が必要でありながら、利用者の不便を最小限にするべく管理している担当部署の努力に敬意を表する。

⑤東京電力福島原子力発電所事故で生じた、農林業系汚染廃棄物の処分については、一般ごみとの混焼処理とすき込みによる処理を作業工程どおり安全に実施することができたとのことであるが、今後も安全安心と早期処分の完了を目指して努力することを望む。

(オ) 農林水産業費

本部門は、歳出総額3億4,365万1,000円、対前年度55.9%減、執行率97.8%で、構成比は4.0%である。

①農業委員会の事務は、法令等により適切に実施されているが、今後も委員等と事務局が連携し、優良農地の確保、農地の集積、農地の有効活用、耕作放棄地の解消等に成果を上げられるよう努力していただきたい。

②本町の基幹産業である農林業は、様々な問題を抱えている。特に深刻なのは、経営者の高齢化であり、後継者不足である。この問題は、本町に限らず、日本中ほとんどの地域で多業種にわたり共通しているが、即効薬はない。新規就農者育成の事業等を強化、PRする等、新規就農者を増やすために、町として可能な限りの施策を推進していくことを望む。

(カ) 商工費

本部門は、歳出総額1億7,563万4,000円で、対前年度27.9%の増、翌年度繰越額は3,786万円であった。執行率は81.9%で、構成比は2.0%である。

①宮城県よろず支援拠点と連携して森林どりを使用した新メニューを開発し、説明会や試食会の開催後、各店舗で提供を開始したとのことである。今後も必要に応じて鳥肉や農産物等を活用した特産品の開発・商品化を進めることにより、地域経済活性化を図っていただきたい。

12ページです。

(キ) 土木費

本部門は、歳出総額8億617万円、対前年度6.2%減、翌年度繰越額は1億1,553万9,000円であった。執行率は86.6%で、構成比は9.3%である。

①道路構造物は老朽化の一途をたどっており、中長期的な計画を立て、一定程度単独費を確保しながら維持管理に努めなければ、住民生活に大きな影響が出ると担当課は考えている。しかし、財政状況が厳しいことに変わりはないので、単独事業の実施には、引き続き緊急度の高い部分から厳選し、対応していただきたい。

②淡島・一本柳住宅は用途廃止を決定しており、退去後は政策空き家としているが、用途廃止の具体的な時期や現入居者の移転支援については、移転計画や要綱等の整備を行い、推進する等、丁寧な説明が必要となるので、対応に万全を期していただきたい。

(ク) 消防費

本部門は、歳出総額 3 億 7,743 万 8,000 円、対前年度 39.4% 増、執行率は 99.4% で、構成比は 4.4% である。

①総合防災訓練のほかにも、役場職員を対象とした防災訓練を実施する必要があると思われるので、通信機器操作訓練、参集訓練、災害対策本部設置訓練、避難所開設訓練等々、いつ起きるか分からない災害に備えて、職員の災害対応能力の向上に努力されることを望む。

(ケ) 教育費

本部門は、歳出総額 8 億 6,680 万 5,000 円、対前年度 4.8% 減、翌年度繰越額は 1,027 万 4,000 円であった。執行率は 95.8% で、構成比は 10.0% である。

①小中学校の不登校の生徒が前年度 36 人から 21 人に減少した。子どもの心のケアハウス「コンパス」を拠点として、様々な事情を抱えて不登校になった児童生徒に寄り添い、学校との絆が絶たれないように連携し、支援した結果だということであり関係者の努力に感謝したい。今後も児童生徒に寄り添い、関係者や学校と連携を密にした支援を継続していただきたい。

13ページ。

②昨今の物価高騰により食材料費が値上がりしており、やむを得ず令和 7 年度 4 月から小学校が 290 円から 340 円に、中学校が 350 円から 405 円にそれぞれ値上げとなった。学校給食は、教育制度の根幹に関わる事項であり、継続されるべき大事な事業であるので、運営については今後も財政部局ともしっかりと協議をしていただきたい。

③武家屋敷「佐々木家住宅」については、夏休みには児童・生徒向けワークショップ、秋には紅葉狩りイベント等を実施し、1,200 人を超える来場があった。引き続き公開活用を通じて、郷土への愛着や誇りを高める一助とすることを望む。

④日本遺産事業については、ドライブスタンプラリー等、各種事業を継続実施するとともに、大船渡市参入の意向を受け文化財追加申請を行い、認定継続審査に向けて令和 7 年から 9 年度の活性化計画を策定した。また、事業推進の核となる地域プロジェクトマネジャーを任用したということであるが、地域ブランド確立と交流人口の増に向けて事業の今後の推進に大いに期待したい。

⑤社会教育については、部活動の地域移行、青年交流活動、趣味や教養の拡充など社会教育活動へのニーズが高まっているが、施設老朽化や地域人材の育成不足、予算不足等課題も山積している。希望どおりの事業展開はできないまでも一つ一つの事業を着実に推進し、社会教育活動への支援を可能な限り継続していただきたい。

(コ) 災害復旧費

本部門は、歳出総額 34 万 6,000 円、対前年度 99.7% 減、執行率は 100% で、構成比は 0.00% である。

(サ) 公債費

本部門は、歳出総額 6 億 4,460 万 4,000 円、対前年度 11.7% 増、執行率 99.9% で、構成比は 7.5% である。

(2) 国民健康保険事業勘定特別会計

本会計は、歳入総額 21 億 4,261 万 4,000 円、歳出総額 21 億 2,633 万 1,000 円で、歳入歳出差引額 1,628 万 3,000 円の黒字計上であった。

財政調整基金の現在高も 4,877 万 3,000 円増加し、7 億 7,342 万円となった。

被保険者数の推移は、表 12 のとおりであるが、人口減少に合わせて減少傾向である。

14 ページです。

歳入状況については、国保税は対前年度 1.2% 減の 2 億 7,856 万 6,000 円であった。

収納状況は表 13 のとおりであるが、現年度課税分 2 億 6,810 万 8,000 円で収納率 94.72%、滞納繰越分 1,045 万 7,000 円で収納率 21.20%、全体の収納率は 83.81% となり、対前年度で 0.83 ポイントの減であった。

令和 12 年度の国保事業の統一に伴い、保険税の激変緩和に基金を活用していくこととしていたが、統一後には基金の活用はできないこととなった。統一化に向けての国保税の増減及びその周知方法、基金の活用方法等についてしっかり検討していただきたい。

15 ページです。

(3) 後期高齢者医療保険事業勘定特別会計

本会計は、歳入総額 2 億 3,960 万円、歳出総額 2 億 3,337 万 7,000 円で、歳入歳出差引額 622 万 2,000 円の黒字計上であった。

運営は、県内全市町村が加入している宮城県後期高齢者医療広域連合で行われている。

本会計は安定した運営となっている。

(4) 介護保険事業勘定特別会計

本会計は、歳入総額 19 億 4,227 万円、歳出総額 19 億 1,187 万 8,000 円で、歳入歳出差引額 3,039 万 2,000 円の黒字計上であった。

介護保険料の収納状況は、対前年度 0.02%、936 万 3,000 円の増で、3 億 9,828 万 5,000 円、収納率 99.4% であった。

被保険者数及び認定者数ともやや減少しているが、施設利用者数の増加により、保険給付費が増加している。令和 8 年度の第 10 期事業計画策定に当たり、注視していく必要がある。

6、決算審査を終えて

令和 6 年度は、令和 5 年 11 月に財政非常事態宣言が解除されてから最初の会計年度であり、新規を含めた事業は多岐にわたったが、ソフト事業が圧倒的に多く、建設関係事業も後年度、交付税算入のある過疎債等を活用するなど、施政方針で健全財政を堅持していくと表明したとおり、1 年を通して慎重な財政運営に徹したという印象である。

一方で、庁舎をはじめとした学校や体育施設、道路、橋等の公共施設の老朽化が進行しており、適宜改修や更新をしていかないと、後年、町民生活に多大な影響が出てくると心配する声が聞こえてきているが、確かに少しずつそんな状態に向かっている感覚もある。

そんな中、令和 6 年度に設置された公共施設等総合管理基金は、今は僅かではあるが、本町の将来への希望の

光の一つである。公共施設の維持や管理、改修更新には確かに多額の費用を要する。幾ら要するかは現時点でははっきりしていないし、どの施設を残してどの施設を廃止するか、いつ決断していつ実施するのかなどの年次計画等もない。しかし、公共施設の将来設計の財源確保の土台はできたので、この基金を基に計画づくりに着手していただきたいし、まちづくりの基本方針となる第六次総合計画の策定においても、ぜひ議論していただきたいと思う。

最後に、少子高齢化等人口減少に加え、物価高騰による町民生活への影響が続いており、年度途中であっても様々な問題が出てくることが予想されるが、今後も地方自治体の目的である町民福祉の向上に向けて、職員一丸となって日々努力していただくことを願っている。

以上です。

続きまして、公営企業会計です。

涌監第26号

令和7年8月29日

涌谷町長 遠藤稔雄殿

涌谷町監査委員 城口貴志生

同 佐々木みさ子

令和6年度涌谷町公営企業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和6年度涌谷町水道事業会計決算、令和6年度涌谷町下水道事業会計決算、令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計決算、令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計決算及び令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計決算の証書類、報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、欠損金処分計算書及び貸借対照表を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 ページです。

1 審査の対象

- (1) 令和6年度涌谷町水道事業会計決算
- (2) 令和6年度涌谷町下水道事業会計決算
- (3) 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計決算
- (4) 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計決算
- (5) 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計決算

2 審査の期間

令和7年6月23日から8月12日まで

3 審査の手続

令和7年6月2日、審査に付された令和6年度決算書類及び事業並びに経営状況が適正であるかどうかを審査するため、事業実施状況、財政関係諸帳票、証拠書類等を精査し、必要と思われる諸資料を提出させ、責任者より聴取するとともに、町の監査基準に基づき、下記の点に重点を置き、通常行われる審査手続で実施した。

4 審査の重点事項はそこに記載のとおりでございます。

2 ページをお開きください。

5 審査の結果

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

6 決算の概要

(1) 水道事業会計

ア 給水状況

当年度末における給水人口については1万3,794人、給水戸数は5,894戸、年間配水量は151万5,551立方メートルであった。年間有収水量については121万4,998立方メートルであり、有収率は前年度比1.7ポイント減の80.2%となった。

当年度の1立方メートル当たりの供給単価は297円45銭で、1立方メートル当たりの給水原価は280円78銭となり、供給単価との差額は16円67銭の黒字供給であった。

3 ページです。

イ、工事の概要

老朽管更新事業として、六軒町裏地内外8路線の配水管布設替工事を6,486万9,000円で行い、第二水源及び猿手山地内のポンプ交換工事を2,172万5,000円で行った。

ウ、収支の状況

令和6年度の事業収益は、営業収益3億6,668万2,000円、営業外収益3,963万1,000円の計4億631万3,000円であった。なお、そのうち給水収益は3億6,140万3,000円で、水道事業収益の88.9%を占めた。

費用については、営業費用3億5,996万4,000円、営業外費用737万9,000円で計3億6,734万3,000円であった。

このうち、受託工事費等を除く総括費用は3億4,114万9,000円であった。

当年度の純利益は3,897万円の計上となり、前年度に比べて650万1,000円、14.3%の減であった。

資本的収支については、収入は2,607万9,000円、支出については1億3,260万5,000円で、収支不足額1億652万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額765万9,000円、減債積立金4,500万円、過年度分損益勘定留保資金1,635万5,000円、当年度分損益勘定留保資金3,751万2,000円で補填した。

なお、事業収支の状況、経営分析等は、表3から表9のとおりである。

それでは、5 ページの下、意見です。

意見

①令和6年度においても大規模な漏水が発生したことにより、有収率は前年度と比較して1.7%の減となり、改善が図られなかった。漏水は施設の老朽化等の影響によるものと思われるが、漏水箇所の特定及び修理まで時間を要したことから、減の要因になったとのことである。ただ、令和6年度に人工衛星画像による漏水調査業務を実施したことにより、路面音調調査ができない箇所の漏水発見にも至っており、今後の技術精度の向上に期待できるということなので、漏水の早期発見や管路更新を着実に進めることで、有収率を向上させていくことを期待したい。

②人口減少に合わせて給水人口も減少しており、このままいくと事業が困難になる可能性もあることから、事

務の効率化や料金の見直し、県や関係機関との広域連携を可能な限り進める等、持続可能な事業及び安全安心な飲料水の供給に努力されることを望む。

(2) 下水道事業会計

ア、処理状況

当年度末における総接続戸数は2,289戸で、対前年度比26戸増、総処理水量については62万3,103立方メートルで、対前年度比1万4,877立方メートル減、総有収水量については57万6,576立方メートルで、対前年度比1万9,667立方メートル減、有収率は対前年度比1.0ポイント減の92.5%となった。

7ページです。

イ、工事の概要

公共雨水事業

江合川右岸第3排水区雨水排水路整備工事を2,822万8,000円で実施した。

公共汚水事業

涌谷浄化センター電気設備更新工事等を6,592万円、マンホールポンプ場更新工事等を825万円、公共下水道管路台帳デジタル化業務を2,004万5,000円で実施した。

農集排事業

篋岳中央地区処理施設更新工事等を4,787万4,000円、マンホールポンプ場更新工事を464万2,000円で実施した。

ウ、収支の状況

令和6年度の事業収益は、営業収益1億2,244万3,000円、営業外収益3億3,624万円の計4億5,868万3,000円であった。

なお、下水道使用料は、公共下水道7,949万5,000円、農集排1,382万3,000円、合計9,331万8,000円、下水道事業収益の20.3%を占めた。

費用については、営業費用4億107万円、営業外費用4,608万5,000円の計4億4,715万5,000円であった。

以上の結果、当年度の純利益は1,152万8,000円の計上となった。

資本的収支については、総収入は4億1,296万4,000円、総支出は5億5,294万8,000円で、収支不足額1億3,998万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額950万円、過年度分損益勘定留保資金4,170万9,000円、当年度分損益勘定留保資金8,877万5,000円で補填した。

なお、事業収支の状況、経営分析等は、表11から表15のとおりである。

続きまして、9ページ。

意見

①農業集落排水事業区域での人口減が続いており、使用料収入増が見込めず、将来的に施設維持が負担となることが想定されることから、下水道事業全体の施設の長寿命化やランニングコストの抑制、適正規模を検討する等、人口減に対応する運営を継続していただきたい。

②雨水排水施設整備事業では、西地区市街地の浸水被害を軽減するために排水路の整備を行った。令和7年度当初は補助金の配分額が減少となったが、国県と協議しながら予算の確保に努め、今後も着実に推進していただきたい。

続きまして、10ページをお願いします。

(3) 国民健康健康保険病院事業会計です。

総括事項

業務予定量を入院患者1日平均89人、外来患者1日平均180人とし、入院365日、外来243日、救急外来365日の診療を実施した。

診療体制については、内科、整形外科、眼科は週5日、泌尿器科及び皮膚科は週2日、神経内科、循環器内科及び耳鼻咽喉科は週1日を確保した。

訪問診察については、243日、625件の診察を行った。

また、休日当番については、1次診療を6回、2次の病院群輪番制の整形外科、外科を合わせて5回担当した。

ア、患者数の動向

表16のとおり、入院患者数は年間延べ3万2,351人で、1日平均88.6人となり、業務予定量を0.4人下回る結果となった。

外来患者数は、年間延4万3,045人で、1日平均177.1人となり、業務予定量を2.9人下回る結果となった。また、救急外来で取り扱った患者数は延べ512人となった。

なお、町内の患者の占める割合は、入院については2万1,095人、65.2%、外来では3万2,692人、75.9%であった。

病床利用率は、年平均89.5%で、対前年度0.3ポイント増となっている。

11ページです。

イ、収益的収入及び支出

病院事業収益については、医業収益のうち、入院収益は8億6,124万3,000円、外来収益は5億9,218万7,000円となり、医業収益合計では16億7,240万9,000円となった。

医業外収益については、3億2,832万1,000円で、そのうち、補助金、負担金及び交付金が2億3,142万9,000円となり、昨年度より3,394万4,000円減少している。

この結果、病院事業収益全体では20億73万円となり、前年度と比較して9,507万9,000円の減となった。

病院事業費用については、医業費用19億1,309万8,000円、医業外費用は7,950万2,000円、特別損失として60万1,000円を計上し、病院事業費用合計では19億9,320万1,000円、前年度と比較して9,472万4,000円の減となった。

これにより、752万9,000円の当年度純利益を計上し、前年度繰越欠損金15億6,796万9,000円と合わせて、当年度未処理欠損金15億6,044万円を翌年度に繰り越した。

ウ、資本的収入及び支出

資本的収入については、企業債8,260万円、他会計補助金2,952万4,000円、他会計負担金5,216万5,000円の計1億6,428万9,000円となった。

資本的支出については、建設改良費1億2,131万5,000円、償還金9,094万9,000円の計2億1,226万4,000円となった。

建設改良については、工事として、マルチエアコン設備工事3,091万円、深井戸ろ過機更新工事1,778万7,000円、吸引配管増設工事302万5,000円を行った。器械備品として医療画像情報管理システム2,952万4,000円、遠

隔連続モニタリング装置1,529万円、医用テレメーター748万円、一包化錠剤仕分装置643万5,000円などを整備した。

なお、当年度末の企業債未償還金残高は6億2,019万円となっている。

12ページをお開きください。

エ、従事職員体制

診療体制については、表18のとおり、前期総括事項で述べた診療科目に常勤医師4人あった。

看護部門については、看護師57人、保健師1人、准看護師1人、介護福祉士1人の計60人であった。

技術部門については、薬剤師4人、放射線技師3人、検査技師3人、理学療法士5人、作業療法士4人、言語聴覚士1人、管理栄養士2人の計22人であった。

事務部門については13人で、総勢99人で病院会計事業を行った。

また、会計年度任用職員は62人であった。

13ページです。

オ、経営分析等

経営分析の推移については表19のとおりである。

経常的な収益で経常的な費用をどの程度賄えているかを表す重要な指標の一つである経常収支比率は、令和4年度から2か年度連続で減となり、令和6年度は辛うじて100%を超えた。また、医業収益（一般会計からの繰入金等を含む）で人件費等の医業費用をどの程度賄えているかを表す医業収支比率、それから医業収益（一般会計からの繰入金等を除く）で、同じく医業費用をどの程度賄えているかを表す修正医業収支比率はそれぞれ87.4%、81.6%となり、前年度よりさらに厳しい結果となった。

短期的な支払い能力をはかる指標である流動比率は69.1%であり、望ましいと言われる120%から140%を大きく下回っていることから、依然として短期的な支払い能力が低下している状態であることがうかがえる。また、不良債務額が医業収益の何%であるかを示す不良債務比率は5.6%で高くはないが、継続して出現している。

累積欠損金比率については、各事業年度において発生した損失額を未処理欠損金として振り替えたもののうち、繰越利益剰余金等で補填できなかったものの累積された赤字であり、累積の欠損金自体は減額したが、医業収益も減額となったことから、比率は前年度より僅かに悪化している。

14ページです。

経費については、表20のとおりであるが、前年度と比較して、増減率では消耗備品費が109.7%と増加、修繕費が39.6%、諸会費32.3%と減少している。また、増加額で見ると、賃借料が277万5,000円、委託料が50万4,000円の増額となっている。

カ、補助金、負担金

収益的収入における補助金、負担金については、総務省の繰出基準に基づく一般会計負担金2億4,861万3,000円、一般会計補助金9,123万1,000円及び国県補助金等335万4,000円で、総額3億4,319万8,000円の交付を受け、病院事業収益に占める割合は17.2%であった。

資本的収入における補助金、負担金については、国保特別調整交付金2,952万4,000円、総務省の繰出基準に基づく一般会計負担金5,216万5,000円で、総額8,168万9,000円の交付を受けた。

なお、収益的収入及び資本的収入に係る補助金、負担金の状況は表21のとおりである。

15ページ。

キ、貯蔵品及び備品

貯蔵品については表22のとおりで、適正な在庫管理が行われている。

16ページです。

意見

①医師不足は、本町に限らず多くの地域での課題であり、本町国保病院の内科常勤医師については、令和6年6月以降は令和6年3月と比較して2名の減員となっているが、将来の医師確保策として、研修医等の積極的な受入れを行っている。

今後も県や東北大、東北医科薬科大、大崎市民病院などの関係機関への要請を行い、また連携を通じて引き続き医師確保に努めていただきたい。

②国のガイドラインにより、個々の公立病院が策定することが示され、本町においても策定された涌谷町国民健康保険病院強化プランは、計画初年度の令和6年度が終了して半年たったところである。本町国民健康保険病院が地域の中で明確化、最適化した役割、機能を発揮し続けることができるようにするために、示された6つの強化プランに従い、毎年度、その実施状況について評価検証を行い、数値目標等の達成に向かって努力していただきたい。

③一時借入金は、令和6年度末では強化プラン等の計画どおり縮小したが、これで気を抜かず、さらなる縮小を目指して努力されることを望むとともに、一時借入金は年度末には解消されているのが原則ということを考慮し、資金繰りの方法としての一時借入金解消のための方策、協議及び方針決定を事業管理者及び設置者に望む。

(4) 老人保健施設事業会計

総括事項

業務予定量1日平均入所者76人、通所者については、介護給付22.2人及び予防給付4.6人の計26.8人、居宅については年間延べ利用者996人、入所365日、通所311日、居宅243日として事業運営を行った。

ア、利用者の動向

入所利用者数は、年間延べ2万5,919人、1日平均71人で、業務予定量を5人下回る結果となった。

通所利用者は年間延べ8,123人、1日平均26.1人で、業務の予定量を0.7人下回る結果となった。

なお、町内の利用者は、2万1,105人で全体の81.4%を占め、通所者は7,191人、88.5%であった。

居宅利用者数は、年間延べ1,049人で、業務の予定量を53人上回った。

入所者のベッド利用率は88.8%で、前年度より2.0ポイントの減となった。年間利用者の数値は、表23のとおりである。

イ、収益的収入及び支出

収益については、事業収益4億7,907万8,000円、事業外収益1億2,301万3,000円、計6億209万1,000円で、費用については、事業費用5億9,360万8,000円、事業外費用118万7,000円、特別損失34万4,000円、計5億9,513万9,000円となり、収支で695万2,000円の純利益の計上となった。

この結果、前年度繰越欠損金 2 億8,234万6,000円と合わせて、当年度未処理欠損金 2 億7,539万4,000円を翌年度に繰り越した。

18ページです。

ウ、資本的収入及び支出

資本的収入については、一般会計からの出資金は2,462万7,000円となり、資本的支出については、スチームコンバクションオープン等の購入として建設改良費388万3,000円、償還金3,638万6,000円の計4,026万9,000円となった。

エ、従事職員体制

職員体制については、専任として看護師12人、准看護師 1 人、理学療法士 3 人、作業療法士 3 人、管理栄養士 1 人、介護福祉士13人、事務 2 人の計35人で、その他フルタイム会計年度任用職員19人及びパートタイム会計年度任用職員14人の計68人で業務に当たった。

オ、経営分析等

経営分析の推移については、表25のとおりである。

経常収支比率、累積欠損金比率の数値が前年度よりも好転しているが、運転資金不足による一般会計からの繰入金の増額によるものである。事業収支比率が悪化しているのは、入所、通所ともに利用者が減少していることに加え、人事院勧告による職員給与増の影響が大きいと思われる。

流動比率については、分子となる流動資産合計が小さくなっているが、分母において老健建設時の企業債の償還が終了したこと、一般会計からの繰入金の増額により一時借入金が大きく減額し、ゼロになったことが好転した理由である。

20ページです。

経費の前年度対比は、表26のとおりであるが、経費総額 1 億1,833万6,000円で、光熱水費、委託料等の増額があり、対前年度比847万2,000円、7.7%増となった。総事業費に占める割合は19.9%で、0.9ポイントの増となった。

意見

令和 6 年度に検討された涌谷町高齢者介護医療サービス体系化プロジェクト報告書には、現在の医療介護を取り巻く社会情勢から本町を含めた地域の課題、そして本町の医療・介護資源の現状、課題がまとめられた、

その中では、本町の老人保健施設の問題点の多くを網羅されたものと思われるが、新たな涌谷町在宅医療介護体制の推進プロジェクトを実施しながら、本町の老人保健施設のあるべき姿に向かい、改善策を一つ一つ推進していただくことを願う。

21ページです。

(5) 訪問看護ステーション事業会計

総括事項

業務予定量は、1 日平均利用者数を平日27.5人、土曜 1 人とし、訪問看護295日、訪問リハビリ243日を実施した。また、24時間緊急連絡体制を継続実施した。

ア、利用者の動向

訪問看護ステーションの利用状況については、表27のとおりであるが、訪問看護は年間延べ3,726人、1日平均12.5人で、訪問リハビリについては、年間延べ3,198人、1日平均12.9人で、合計延べ6,924人となり、1日平均業務予定量を平日は0.3人上回り、土曜日は予定量どおりとなった。

イ、収益的収入及び支出

収益的収入については、事業収益及び事業外収益で5,373万8,000円、収益的支出については、事業費用6,566万6,000円で、主たる費用は給与費5,938万円であり、費用全体の90.4%を占めている。

その結果、当年度純損失1,192万8,000円の計上となった。

前年度繰越利益剰余金7,899万は3,000円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は6,706万5,000円となり、翌年度へ繰り越した。

事業収益、費用については、表28のとおりである。

22ページです。

ウ、従事職員体制

従事職員は、看護師5人、理学療法士1人、作業療法士2人の計8人、その他フルタイム会計年度任用職員1人の計9人で業務に従事した。

エ、経営分析等

経営分析の推移については、表29のとおりである。令和6年度は経常収支比率、事業収支比率、流動比率全てで前年度を下回った。

意見

本会計については、サービス利用者数の減少と人件費の増額が経営悪化の主な要因であると思われるが、サービスの質の確保と人件費のバランスを保つことが求められる事業であることから、人材育成も含め、人事ローテーションなど、人材確保の仕組みとともに、規模も含めた見直しの検討が必要と思われる。

以上で、監査委員の意見を終了します。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大泉 治君） 大変ご苦労さまでございました。

以上をもって、町長の提案理由の説明及び監査委員の審査した意見の報告は終了いたしました。

ここで休憩いたします。再開は2時15分といたします。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

これより、代表監査委員の審査した意見の報告に対する質疑に入りますが、ページを述べて質問していただきますようお願い申し上げます。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

なお、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することに決しました。



◎延会について

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。



◎延会の宣言

○議長（大泉 治君） 本日はこれで延会いたします。

延会 午後2時16分